

# 東京医科歯科大学医学部附属病院臨床研究監視室規則

平成 27 年 7 月 31 日  
規則 第 159 号

## (趣旨)

第 1 条 東京医科歯科大学医学部附属病院（以下「本院」という。）臨床研究監視室については、東京医科歯科大学医学部附属病院規則（平成 16 年規則第 106 号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

## (目的)

第 2 条 本院臨床研究監視室（以下「監視室」という。）は、医学部附属病院長（以下「病院長」という。）の管理の下に、本院における臨床研究に関する各審査委員会の意見を聞き、適切に運営されているかを監視することを目的とする。

## (業務)

第 3 条 監視室は、病院長の指示に基づき、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 臨床研究の監視に関すること。
- (2) 医学部附属病院関係の外部検査等に関すること。
- (3) その他病院長が必要と認める業務に関すること。

## (室長)

第 4 条 監視室に室長を置く。

- 2 室長は、大学院医歯学総合研究科医歯学専攻（医学系）、大学院保健衛生学研究科又は本院に属する教授、准教授、講師（特任教員を含む。）若しくは医療技術職員をもって充てる。ただし、病院長が認める場合にはその限りではない。
- 3 室長の選考は、医学部附属病院運営会議（以下「病院運営会議」という。）の議を経て、病院長が決定する。
- 4 室長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、室長の任期の末日は、当該室長を任命する病院長の任期の末日以前とする。
- 5 病院長は、室長がその職務を十分に果たさず、病院運営に重大な支障をきたす場合には、病院運営会議の議を経て解任することができる。
- 6 室長が任期途中で欠けた場合の後任の室長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 定年退職日が第 2 項の規定による任期の末日前である室長の任期は、第 4 項の規定にかかわらず、当該定年退職日までとする。
- 8 前項の適用を受けた者の後任の室長の任期は、前任者に同項の規定の適用がないものとした場合の残任期間とする。

9 室長について、医療職員本給表（一）を適用する者を充てる場合は、国立大学法人東京医科歯科大学医療技術職員の役職に関する要項（平成25年制定）を適用する。

10 室長は、病院長の命を受け、監視室の業務を総括する。

（室長補佐）

第5条 監視室に室長補佐を置き、病院長の指名する者をもって充てる。

2 室長補佐は、室長を助けて監視室の業務を整理する。

（臨床研究監視係）

第6条 監視室に臨床研究監視係を置き、その業務を分掌する。

2 臨床研究監視係においては、第3条に掲げる業務を行う。

（係長等）

第7条 前条第1項の係に係長を置く。

2 係長は、事務職員をもって充て、上司の命を受けて、その係の業務を処理する。

3 第4条から前項までに定めるもののほか、監視室に、必要な職員を置く。

（雑則）

第8条 この規則に定めるもののほか、監視室の業務の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（その他）

第9条 この規則の改廃は、病院運営会議の議を経るものとする。

附 則

この規則は、平成27年8月1日から施行する。

附 則（平成27年8月14日規則第182号）

この規則は、平成27年8月14日から施行し、平成27年8月1日から適用する。

附 則（平成30年9月20日規則第86号）

この規則は、平成30年9月20日から施行し、平成30年9月1日から適用する。